

あきた建設女性ネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は、あきた建設女性ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）と称する。

2 本ネットワークの愛称は、クローバーとする。

(本部及び支部)

第2条 本ネットワークの本部及び本部事務局は、一般社団法人秋田県建設業協会に置く。

2 本ネットワークは、正会員その他代表が適当と認める者の事務所内に支部を置くことができる。

(目的)

第3条 本ネットワークは、県内の建設産業（建設業及び建設関連産業をいう。以下同じ。）における女性の活躍を推進し、男女ともに働きやすい建設産業の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内の建設産業で働く女性のキャリアアップ及び交流に関する事業
- (2) 県内の建設産業で活躍する女性の情報発信に関する事業
- (3) 本ネットワークの支部の設立及び支部の業務の運営の支援に関する事業
- (4) その他本ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本ネットワークに次の会員を置く。

- (1) 正会員 県内の建設産業における女性の活躍の推進を図るために活動する個人又は団体であって、本ネットワークの目的及び事業に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本ネットワークの事業に賛同して入会した者（前号に規定する者を除く。）

2 本ネットワークの会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込をし、代表の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 本ネットワークは、入会金及び会費は徴収しない。

(退会)

第7条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは退職し、又は解散したとき。

(会員名簿)

第8条 本部事務局は、会員の氏名又は名称を記載し、又は記録した名簿（以下「会員名簿」という。）を作成し、本事務局に備え置くものとする。

2 本部事務局は、会員名簿の閲覧又は謄写の請求があったときは、会員の氏名を閲覧又は謄写させてはならない。ただし、当該会員の同意がある場合は、この限りでない。

(総会)

第9条 総会は、正会員をもって構成し、必要に応じて代表が招集する。

2 総会は、次の事項について決議する。

(1) 規約の改正

(2) 代表の選任又は解任

(3) その他本ネットワークの運営に関する重要な事項の決定

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

4 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

5 正会員は、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

(役員及び任期)

第10条 本ネットワークに代表3名以上を置く。

2 代表は、本ネットワークを代表し、その業務を執行する。

3 代表の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本ネットワークの運営に関し必要な事項は、代表が定める。

附 則

1 この規約は、平成30年10月26日から施行する。

この規約は、令和4年8月2日から施行する。

2 本ネットワークの最初の代表は、村岡 陽子、大友 円 及び 千葉 愛 とする。

3 設立時総会の決議は、出席した設立時正会員の議決権の過半数をもって行う。

4 この規約は、令和7年4月1日から施行する。